



特許庁特許審査第四部電子商取引

吉村 博之 yoshimura-hiroyuki@jpo.go.jp

ビジネス関連発明の最近の動向

この連載も2年目を迎えましたが、本稿のタイトルである「ビジネス関連発明の動向」も昨年8月号に続き、2回目の登場です。

タイトルも「ビジネス関連発明の最近の動向」とし、ここ1年のトピックを中心に紹介します。



■最近の動向

昨年に比べると、出願動向に大きな変化が現れました。

図-1は、一番ホットな出願動向です。2000年第4四半期を境に、出願件数が減少し始めたことが分かります。昨年8月号のデータ^{☆1}は、おおよそ2000年第2四半期までの出願動向ですので、その後、減少に転じたこととなります。まるでバブルが弾けたようです。

出願が急増した1999年後半から2000年中期にかけては、ビジネスの仕組みそのものが特許になるのではないかと、との誤解があったようです。この頃、各種のメディアを通じて、それまで特許の世界とは縁のなかった人々にまで「ビジネス特許」という言葉が耳目に触れることになりました。他人の特許で自分の事業が制約を受ける、あるいは特許を取って儲けられないかと考え、大慌てで出願したケースが多いのではないかと推測しています。

出願人をグルーピングして集計したものが図-2です。

このグラフの中で出願上位企業の出願の占める割合に着目してください。1999年までは、上位100社による出願が大きい割合を占めていました。これは、特許審査第四部が所管する情報通信系分野の一般的特徴です。ところが、2000年になると、上位100社以外の企業・個人による出願の占める割合が急増しました。2000年の

1出願人当たりの出願件数を集計すると、出願件数が1件だけの出願人が多いことが判明しています。2001年になると、上位100社以外の企業・個人による出願の割合が低下し、知的財産部門が充実している大手出願人の出願の比率が相対的に増加したことが分かります。それまで特許の世界と馴染みのなかった人々による出願が急増したが、最近では一転して減少に転じたといえるでしょう。

図-3は、審査請求動向を示しています。色の濃い部分に着目してください。この部分が、特許審査第四部電子商取引において審査をする件数です。1999年までの件数に比べ、一気に4～5倍程度に急増したことが分かります。この急増に対処するために、2001年4月に「電子商取引」審査室が生まれ、年々、審査官が増強されています。

図-4は、興味深いデータです。このグラフは審査結果の推移を表しています。

特許査定率は、審査が終了した特許出願の中で特許が付与されたものの割合を示します。情報通信系分野では、審査した特許出願全体のうち、約半数が特許になっているのですが、ビジネス関連発明の場合、元々低かった特許査定率が段々と低下し、2001年には審査した特許出願のうち8割近くは、特許にならなかったことが分かります。

その理由の大きな部分は、単なる思いつきに終始しアイデアが具体化されていないもの、誰でも思いつくもの、が多いことです。

せっかく大金をかけて出願するのですから、特許になるものを願ってほしいと思う気持ちは審査官も同じです。

^{☆1} 2002年8月号のグラフと比較するときには、8月号のグラフの横軸が公開年であるのに対して、本稿のグラフは、横軸が出願年であることに注意してください。出願時期と出願公開時期とは1年6カ月のずれがあります。

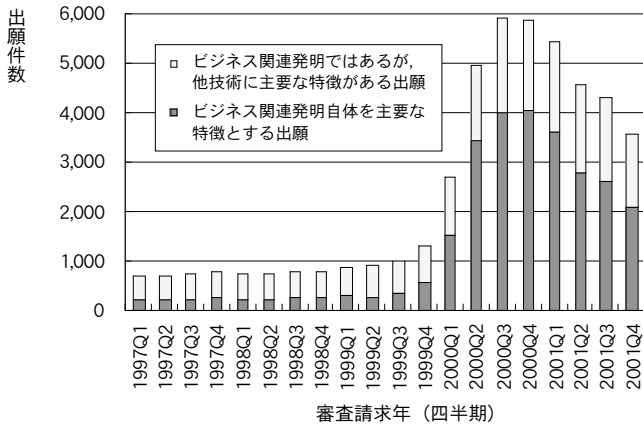


図-1 ビジネス関連発明の出願件数

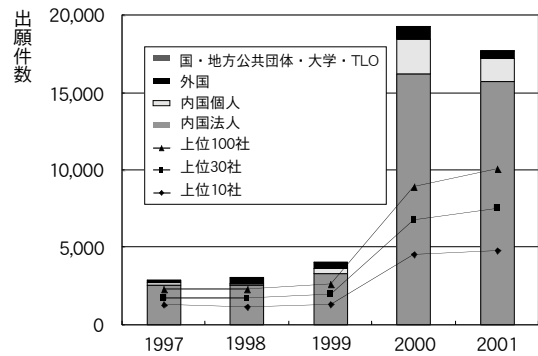


図-2 出願人グループ別出願件数

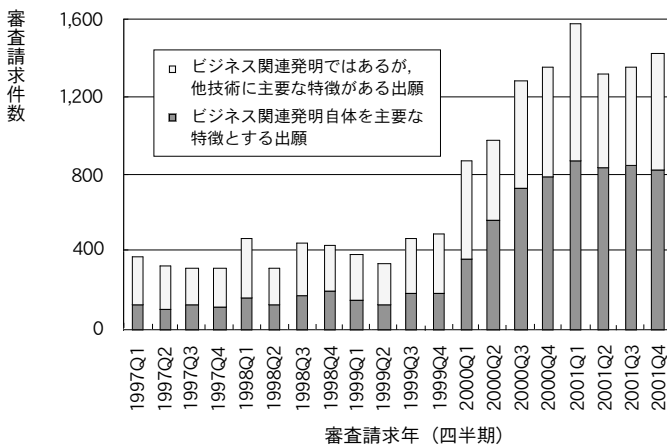


図-3 ビジネス関連出願の審査請求件数

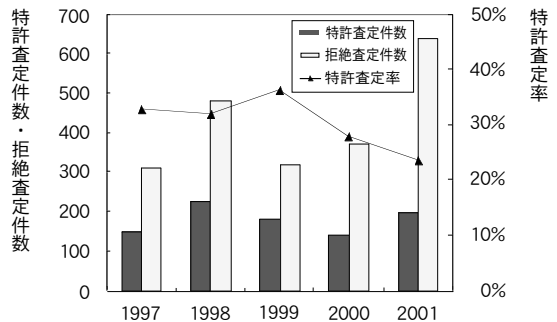


図-4 特許査定率の推移
(ビジネス関連発明自体を主要な特徴とする出願)

■判断事例

そこで、平成13年4月には、「特許にならないビジネス関連発明の事例集」を特許庁ウェブページ上で公開し (http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/bijinesu/tt1303-090_kouhyo.htm : 昨年8月号でも一部を紹介)、特許にならないものがどのようなものか、周知を図りました。

また、本年4月には、その続報として、「ビジネス関連発明に対する判断事例集」を同じく特許庁ウェブページで公開しました (http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/bijinesu/biz_pat_case.htm)。

前回の事例集を公表してから2年が経過し、審査における判断事例もだいたい蓄積されてきましたので、最近の

審査実務において散見される事例の中から、典型的なものとして、注意した方がよいもの、このように記載すれば要件を満たすというものをピックアップしました。

具体的なコンピュータ・システムとして構築されていないもの、ビジネス上の課題のみに着目した説明がなされている結果、明細書の記載が不十分となっているもの(創作されたコンピュータ・システムについて、実施例が具体的に説明されていないものなど)は特許になりません。

技術の世界で、「〇〇システム」といえば、通常はコンピュータ・システムと認識するでしょう。しかし、人為的な取り決めである社会的な「仕組み」(社会システム)にも「〇〇システム」という言い方をすることがあります。新聞紙上で「金融システム」といえば、銀行のコン



ピユータ・システムを思い浮かべるよりも、融資、決済、投資などの銀行を取り巻く社会的な「仕組み」のことで理解されるケースがほとんどでしょう。

今回の事例集では、特許にならない事例として、次のようなものも掲載しています。

(特許請求の範囲) (事例 1)

- ①申請書類の作成および申請を代行する代行業者と、申請された書類を受け付ける公的機関からなる申請書類受付処理システムにおいて、
- ②前記代行業者は、申請書類に対応するフォームに申請人の氏名、住所等の必要な事項を入力することにより申請書類を作成し、該申請書類を郵送または通信回線を介して公的機関に送付する処理を行い、
- ③前記公的機関は、申請された書類に記入漏れがあるか否かを検出して、記入漏れがない場合に受付番号を付与するとともに、該受付番号を申請元の代行業者に郵送または通信回線を介して送付する処理を行う、ことを特徴とする申請書類受付処理システム。

この特許請求の範囲の「申請書類受付処理システム」との言葉から、読者は、一見これをコンピュータ・システムに関する発明と考えるかもしれませんが、

しかし、ここにあるのは、②「申請書類に対応するフォームに申請人の氏名、住所等の必要な事項を入力することにより申請書類を作成し、該申請書類を郵送または通信回線を介して公的機関に送付する処理」という、代行業者の行う業務処理内容を特定する記載と、③「申請された書類に記入漏れがあるか否かを検出して、記入漏れがない場合に受付番号を付与するとともに、該受付番号を申請元の代行業者に郵送または通信回線を介して送付する処理」という、公的機関の行う業務処理内容を特定する記載があるのみであり、ここに、コンピュータ・システムを技術的事項として特定する記載はありません。

そうすると、この特許請求の範囲に記載された事項に基づいて把握されるものは、いわゆる「コンピュータ・システム」ではなく、人為的な取り決めである社会的な「仕組み」(社会システム)にすぎないわけですから、全体として、自然法則を利用した技術的思想の創作ということではできません。ここで、全体として、というのは、部分的には「通信回線」という、それぞれのものは自然法則を利用したものを使っている、単に郵送に代わる情報伝達手段として「通信回線」を用いているにすぎず、「通

信回線」の持つ技術的特徴を発明の中で利用しているものではないからです。

そのため、この発明は、特許法第2条に定義される「発明」ではないから特許にならない、と判断されます。

このような特許にならない事例を挙げると、特許になるためには、どのように記載すればよいかを知りたいのは人情です。そこで、特許法上で「発明」として認められる次の事例も掲載しました。

(特許請求の範囲) (事例 2)

- ①申請書類の作成および申請を代行する代行業者側に設置される代行業者端末と、申請された書類を受け付ける公的機関に設置され、該代行業者側コンピュータと通信ネットワークを介して接続される公的機関コンピュータからなる申請書類受付処理システムにおいて、
上記公的機関コンピュータは、
- ②申請された申請書類データと代行業者 ID と受付番号が記憶保存される申請書類記憶手段と、
- ③上記代行業者端末から送信された申請書類データおよび代行業者 ID を前記申請書類記憶手段に順次書き込む手段と、
- ④該申請書類記憶手段に記憶された申請書類データおよび代行業者 ID を順次読み出して、当該申請書類データに NULL コードが含まれるか否かにより申請内容の記入漏れを検査する手段と、
- ⑤読み出した申請書類データに記入漏れがない場合に受付番号を付与して前記申請書類記憶手段に記憶させるとともに、前記代行業者 ID に基づいて前記受付番号を前記代行業者端末に前記通信ネットワークを介して送信する手段と、
を備えることを特徴とする申請書類受付処理システム。

この特許請求の範囲には、「申請書類の作成および申請を代行する代行業者側に設置される代行業者端末と、申請された書類を受け付ける公的機関に設置され、該代行業者端末と通信ネットワークを介して接続される公的機関コンピュータからなる申請書類受付処理システム」と記載されており、この発明が複数のコンピュータとコンピュータネットワークにより構成された、いわゆる「コンピュータ・システム」であると、まず把握することができます。

そして、この特許請求の範囲には、「公的機関コンピュータ」が、②「申請された申請書類データと代行業



者 ID と受付番号が記憶保存される申請書類記憶手段」
 ③「上記代行業者端末から送信された申請書類データ
 および代行業者 ID を前記申請書類記憶手段に順次書き
 込む手段」、④「該申請書類記憶手段に記憶された申請
 書類データおよび代行業者 ID を順次読み出して、当該
 申請書類データに NULL コードが含まれるか否かによ
 り申請内容の記入漏れを検査する手段」、⑤「読み出し
 た申請書類データに記入漏れがない場合に受付番号を付
 与して前記申請書類記憶手段に記憶させるとともに、前
 記代行業者 ID に基づいて前記受付番号を前記代行業者
 端末に前記通信ネットワークを介して送信する手段」と
 いう機能手段を備えることを特定する記載がなされてい
 ます。

これらの記載は、申請書類受付処理を実行するために
 公的機関コンピュータの備える各機能手段が、

A) コンピュータのハードウェア資源である申請書類記
 憶手段に「申請書類データ」などのデータが順次書き
 込みされて記憶されること、

B) 記憶されたデータを順次読み出して、このデータに
 NULL コードが含まれるか否かにより申請書類に記入
 漏れがあるかどうかを検査すること、

などにより具体的に実現された技術的手段であることを
 特定しており、この特許請求の範囲には、ソフトウェア
 による情報処理がコンピュータのハードウェア資源を
 用いて具体的に実現されたことが記載されているといえ
 ます。

そうすると、この特許請求の範囲に記載された事項に
 基づいて把握される発明は、自然法則を利用した技術的
 思想の創作であるということが出来ます。

事例 2 のレベルで出願明細書を作成するには、発明の

アイデアを具現化するためのソフトウェア技術に関する
 知識を持った人の助力が不可欠です。出願されるもの
 の中には、アイデアだけで、これを具現化する手段が
 記載されていないものも散見されます。せっかくのアイ
 デアが特許権として結実するためには、少なくとも記
 載要件を満たす出願書類（明細書および図面）を提出す
 る必要があります。しかも、出願時点で十分な内容が、
 明細書および図面に盛り込まれている必要があります。
 出願当初の明細書・図面に記載されていない事項を追加
 する補正は特許法上、許されないからです。



■おわりに

本稿では、ビジネス関連発明の最近の動向を紹介する
 とともに、特許出願の明細書を作成する際の注意点の一
 部をご紹介します。

一時は毎日のように新聞紙上に「ビジネス特許」の文
 字が賑わっていましたが、最近では、新聞紙上で取り上
 げられる数も減少し、「ビジネス特許を出願した」とい
 うだけでは注目されなくなってきました。「ビジネス特
 許」のブームともいえる騒ぎが落ち着き、出願をする側
 でも、今では地に足の着いた対応がとられてきていると
 感じています。

事業の効率化・スピードアップ、利用者の利便性向上
 などのために、情報通信技術は、ますます世の中で地歩
 を進めていくことでしょう。

IT 技術に基づく素晴らしい発明が出願され特許され
 ることを期待します。

(平成 15 年 4 月 17 日受付)

ぱつと、一息。

《審査官》

特許庁には約 1,100 人もの特許審査官がいます。審査官は技術分野別に
 担当を決め、専門性を活かして審査をしています。「電子商取引」審査室
 には、金融工学を学んだ審査官もいます。審査官に採用されるには、国家
 公務員採用 I 種試験に合格し、特許庁の面接試験に合格する必要があります。
 採用後は、3 カ月間の研修の後、審査官補に任用されます。その後、
 さらに研修を受け、通常 4 年間の勤務を経て、審査官に昇任します。経験
 を積んだ審査官は、さらに審判官に昇任していきます。また、最近では、
 審査請求件数増に対処するために、弁理士資格を持った方を対象に、5 年
 の任期で審査官に採用したり、審査の補助として先行技術調査をする調査
 員（ポスドク、大学院生）の採用も始めました。さらに、関連団体を使っ
 た外注による先行技術調査も行っています。

《審査請求》

審査官による審査の対象となる出願は、審査請求がなされた出願です。
 出願してから 3 年以内に審査請求をすることができます。したがって、出
 願した後に、特許取得の必要性を判断して審査請求するかどうかを決める
 ことができます。国会に上程されている特許法改正案が可決施行されれば、
 審査請求はしたものの特許取得が不要になったものは、出願を取り下げる
 ことにより、審査請求料の還付を受けることができるようになります。審
 査請求は、出願人だけでなく、第三者も行うことができます。その発明を
 実施しようとしている第三者にとって、先になされた出願の帰趨が確定し
 ないと不測の不利益を生む可能性があるからです。2001 年には約 25 万件
 もの審査請求がありました。